

令和2年度第1回八戸市魚市場運営審議会

- 1 日時 令和2年7月13日(月)午後2時00分
2 場所 八戸グランドホテル 2階 ローズコート
3 出席者 (委員)
- | | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| 田中 哲 | 澤藤 孝之 | 在家 秀則 | 音喜多 伸一 |
| 菅原 牧子 | 藤村 幸子 | 岡沼 明見 | 福島 哲男 |
| 川村 嘉朗 | 榊 佳弘 | 地主 陽一 | 中道 栄治 |
| 風張 信一 | | | |

(事務局)

小林八戸市長	上村農林水産部長	茨島水産事務所長
間水産事務所副所長	竹原主幹	工藤主幹
鬼柳主事		

4 議事内容

- 司 会 定刻となりましたので、只今より、令和2年度第1回八戸市魚市場運営審議会を開催いたします。

審議会に先立ちまして、委員に異動がございましたので、ご報告させていただきます。中野渡義武(ナカノワタリ ヨシタケ)委員が退任され、その後任として青森県トラック協会三八支部の音喜多伸一(オトキタ シンイチ)様に委嘱することになりました。

それでは、只今から委嘱状交付を行いますので、音喜多様におかれましては、その場で御起立をお願いいたします。

(委嘱状交付)

- 司 会 それでは初めに、八戸市長から御挨拶を申し上げます。

(市長挨拶)

- 司 会 続きまして当審議会、田中会長から御挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

- 司 会 ありがとうございます。

会議に入ります前に、出席委員についてご報告いたします。委員総数15名のうち、本日の出席委員は13名でありますので、八戸市魚市場運営審議会規則の規定により、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、本日の諮問事項について、市長から朗読のうえ、会長へお渡しいたします。

(会長へ諮問)

- 司 会 諮問いたしました市長は、公務の都合により、ここで退席させていただきますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長退席)

- 司 会 それでは、これより審議に入ります。
会議の議長は、審議会規則により、会長が務めると定めておりますので、田中会長よろしくお願いたします。

- 議 長 それでは次第に従いまして、これから審議に入りますが、審議に入る前に「審議会の会議及び会議録の公開」を皆様にお諮りしたいと思います。
前回の審議会において、会議は原則公開とし、会議録については、事務局で作成後、会長の私が確認し、公開することで了承いただいておりますが、今回と次回以降も同様に取扱うということで考えておりますが、いかがでしょうか。ご質問等ございませんか。

(全委員の了承)

- 議 長 ありがとうございます。それでは、このとおり進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。
それでは、審議に入りたいと思います。諮問事項であります、「買受人等の承認について」を事務局より説明願います。

- 事務局 それでは、買受人等の承認についてご説明させていただきます。資料の5ページをお開き願います。こちらが諮問書の写しとなっております、次のページが今回の承認または登録申請者の内訳となります。

買受人等の承認につきましては、地方卸売市場八戸市魚市場条例第45条第2項に基づき、当審議会に諮問があったもので、今回は売買参加人の更新申請が1件、回来船問屋新規申請が1件、計2件の申請を受けております。

それでは、売買参加人更新申請者についてご説明させていただきます。お手元のホチキス留めしてあります、買受人等申請者内訳の資料をご覧ください。売買参加人につきましては、連続して3年、3000万円以上の買付実績を有することで、買受人の承認基準を満たすこととなります。

更新申請者は、八戸みなと漁業協同組合でございます。昨年、売買参加人の新規承認を受け、売買参加人として1年経過しております。

令和元年の買付実績は●●トン、●●●万円、令和2年は加工、冷凍出荷のクルマイカやアカイカなど●●トン、●●●万円の買付けを計画しております。承認期間は令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間で、優良な成績で1年間経過した場合に、引き続き、売買参加人の承認を受ける資格を有することとなります。

続きまして、回来船問屋新規申請者についてご説明いたします。資料の次のページをご覧ください。回来船問屋とは、魚市場において県外船などの回来船に代わり、漁獲物の上場、販売代金の収受、及びこれらに付帯する業務を行うものをいいます。

申請者は、ぜんぎょれん八戸食品㈱でございます。令和2年の事業計画は、宮城県所属のまき網船を相手に●●トン、●●●万円を取り扱うこととなっております。承認期間は、次回一斉更新がある令和5年7月31日までの3年間となります。

本日、売買参加人の承認及び回来船問屋の登録について、運営審議会へ諮問させていただくにあたり、市場関係者から事前に意見を伺ったところ、全ての案件につきまして承認及び登録適当とのご意見をいただいております。

以上で、買受人等の承認についてのご説明を終わらせていただきますが、お配りしております、買受人等申請者内訳の資料につきましては、各申請者の買付実績等が記載されておりますことから、審議会終了後、回収させていただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

●議 長 只今の説明について、御意見等ございませんか。

(「なし」の声)

●議 長 御異議がなければ、諮問どおり全員を承認することと決定し、市長に答申したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(全委員の了承)

●議 長 それでは、委員の皆様から御了承をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。なお、答申書の内容につきましては、会長一任ということで御了承を賜りたいと思います。また、市長へ答申した後に、委員の皆様にはその写しに議事録を添えて、後日お送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、諮問事項の審議は、これで終了いたします。

次に、報告事項に入りたいと思います。「地方卸売市場八戸市魚市場条例施行規則の一部改正について」を事務局より説明願います。

●事務局 地方卸売市場八戸市魚市場条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。A3版の資料7ページをお開き願います。

改正理由といたしましては、卸売市場法、地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部改正に伴い、魚市場における卸売業務の許可・認可申請手続、せり人の資格要件、届出について定め、その他文言の見直し等、所要の改正を行ったものでございます。なお、改正施行規則については、改正卸売市場法、改正条例の施行期日と同日、先月の6月21日から施行となっております、それに伴い県条例は、同日の6月21日付けでの廃止となっております。

それでは、「1. 卸売業務の許可・認可申請手続」からご説明いたします。

これまで卸売業務の許可・認可は、青森県地方卸売市場条例において青森県知事が行っておりましたが、改正法においては県知事による許可・認可がなくなったため、市長が卸売業務の許可・認可を行うものとして3月に条例を改正していたところでございます。それに伴い、今回の改正施行規則において、許可、認可の申請に使用する様式、添付書類を定めたものでございます。①の卸売業務の許可申請手続、②の卸売業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請手続、③の卸売業務の相続の認可申請手続 を定めておりますが、いずれも旧県条例の基準と同様の内容で定めてございます。

次に、「2. せり人の資格要件、届出」についてですが、従来は県知事への届出でありましたが、県条例廃止により、市長への届出と条例を改正していたところでございます。それに伴い、改正施行規則において、せり人の資格要件と届出の様式を定めたものでございます。これについても、旧県条例の基準と同様の内容で定めてございます。

様式等につきましては、改正後の施行規則を別にお渡ししておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

以上で、地方卸売市場八戸市魚市場条例施行規則の一部改正の説明を終わらせていただきます。

●議 長 只今の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

(「なし」の声)

●議 長 次に、「卸売業務の一本化について」を事務局より説明願います。

●事 務 局 それでは、地方卸売市場八戸市魚市場における卸売業務の一本化について、ご説明申し上げます。資料の8ページをお開き願います。

卸売部門を廃止する卸売業者は、八戸みなと漁業協同組合でございます。代表者は、岡沼 明見氏で平成15年1月から業務を開始しております。業務の廃止日は、令和2年6月20日でございます。

廃止の理由は、主要魚種のスルメイカ、サバの近年の漁獲落ち込みを背景に、漁協組合の業務を精査した結果、組合員への指導業務、漁船等への燃油等の購買業務、直売所である「浜市場みなとっ」との運営に注力することとしたこととでございます。

引き続き、卸売業務を継続する業者は、株式会社八戸魚市場でございます。代表者は、川村 嘉朗氏で昭和7年から業務を開始しております。改正条例のもと許可申請がなされ、令和2年6月21日付けで許可を行っております。

以上で説明を終わります。

●議 長 只今の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

(「なし」の声)

●議 長 次に、「令和2年度上半期の水揚げ実績報告について」を事務局より説明願います。

●事務局 令和2年上半期の八戸市魚市場水揚げについて、ご報告申し上げます。表紙に次第と記載された資料の9ページをご覧ください。

まず、表の上の部分でございますが、1月から6月までの水揚げ数量は、6,024トンで前年比119%、973トンの増でございます。水揚げ金額は、19億5,232万6千円で、前年比102%、3,803万7千円の増でございます。

主なところを見ますと、八戸港の主力である、いかつり漁業につきましては、漁業別のいかつりの欄の色が変わっている部分をご覧ください。数量は823トン、前年比99%、9トン減、金額は8億462万8千円、前年比140%、2億2,948万7千円の増となっております。

機船底びき網漁業につきましては、漁業別の機船底びき網の欄の色が変わっている部分をご覧ください。数量は3,467トン、前年比108%、261トン増、金額は7億7,791万4千円、前年比85%、1億3,310万8千円の減となっております。

上半期の状況といたしまして、表の一番下の水揚げ総数の欄にあります通り、水揚げ数量・金額ともに前年を上回っております。前年を上回った要因としまして、数量については、例年7月頃から始まる大中型旋網漁業のマイワシの水揚げが6月にあったこと、中型機船底びき網で主に水揚げされるマダラ、スケトウダラの水揚げが好調だったことが影響しております。金額については、新型コロナウイルス感染症による魚価の低下がございましたが、いかつり漁業による船凍スルメイカの単価が大きく上昇していたことが影響し、前年を少し上回っております。なお、7月現在は、主に冷凍のアカイカ、近海の生イカ等の水揚げ、販売が連日行われている状況でございます。

以上で令和2年上半期の水揚げ実績報告を終わります。

●議 長 只今の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

(「なし」の声)

●議 長 次に、「魚市場施設の整備状況について」を事務局より説明願います。

●事務局 魚市場施設の整備状況について、ご説明申し上げます。資料の10ページをご覧ください。

こちらの資料は、平成19年から計画を策定し整備を進めている八戸地区水産流通基盤整備事業（水産物流通機能高度化対策事業）のうち、荷さばき所の整備概要となっております。これまでの整備状況といたしまして、A棟、B棟、C棟につきましては、資料の整備状況の部分に記載されている通りでございます。そして、第二魚市場の機能を持たせ、底びき網漁船等の水揚げに対応したD棟につきまして、現在実施している工事の進捗状況等についてご説明させていただきます。

小中野地区荷さばき所D棟は、3階建ての管理棟、一部2階建ての荷さばき所、屋外フォークリフト置き場を整備いたします。管理棟1階は入札室や事務室、2階は卸売業者用事務室、3階は電気室を設け、荷さばき所内には活魚水槽や見学者用通路を配置します。

現在、工事の進捗率は47%で、管理棟・荷さばき所の鉄骨組立て工事を実施しており、資料11ページの色が変わっている荷さばき所部分まで鉄骨の組立てが進んでおります。順次、各設備工事、外構工事を進め、令和2年度中の完成予定となっております。

以上で、魚市場施設の整備状況についての説明を終わります。

●議長 只今の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

（「なし」の声）

●議長 以上で予定していた案件についての審議は終了となりますが、その他、委員の皆様から御意見等ございませんか。

（「なし」の声）

●議長 それでは、これをもちまして審議を終了させていただき、事務局にお返しいたします。

●事務局 これをもちまして、本日の八戸市魚市場運営審議会を閉会させていただきます。委員の皆様には、御多忙中、御出席いただきありがとうございます。

なお、ホチキス留めされた買受人承認者及び回来船問屋登録申請者内訳の資料につきましては、恐れ入りますが回収させていただきますので、皆様方のテーブルの上に、そのまま置いていただきますようお願いいたします。